

# 答 申

諮問第97号

## 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「秘書課名簿（平成24年10月1日現在）」（以下「本件公文書」という。）について行った部分開示決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成25年1月31日付けで公文書を特定するために必要な事項として別紙1を記載し、公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。その後、別紙2のとおり、平成25年2月13日に記載事項を補正した。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、平成25年2月15日付けで、条例第11条第1項及び第2項の規定により別紙3の番号1の公文書開示決定及び別紙3の番号2及び3の公文書部分開示決定（うち番号3の公文書部分開示決定を以下「本件処分」という。）並びに別紙3の番号4の公文書非開示決定を行った。
- 3 異議申立人は、平成25年4月17日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「異議申立てに係る処分のうち、仁坂吉伸県知事の電話番号を非開示とした部分を取り消す、との決定を求める。」というものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、公文書開示に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 知事官舎の公費で設置された電話機については、情報公開の趣旨からも、公金が適正に使用されているかどうかをチェックする観点からも、その電話番号を公開すべきである。今回の開示請求のきっかけは、知事の住所や電話番号が、和歌山県職員録（以下「職員録」という。）に、平成19年度までは、掲載されていたが、今は掲載されていないことである。知事は公人であり、職員録に知事の電話番号を掲載して当然である。
- (2) 非開示理由について、条例第7条第6号の規定で「(6)・  
・ ・ ・ ・ 公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上・ ・ ・ ・ 」と規定される「その他」の意味は、アからオに規定される事務と並列関係にある事務を指すのであって「その他の」として使われるような一部と全体の関係にあるものでない。従って、当該事務又は事業の性質上非開示が認められる事務として判断するには、アからオに掲げる事務と同列な事務である必要がある。実施機関の取扱いは間違いであり、緊急時に連絡が取れないということは、およそその事務には当たらない。

また、総務学事課発行の「情報公開事務の手引」によれば、情報公開条例の非開示情報の範囲は、できる限り限定したものとする基本的な考えに立ち、実施機関の恣意的な判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。よって、客観的、実質的な判断が必要とな

り、今回は、公益上支障となるという結論に至らない。

- (3) 知事の住所、氏名、電話番号等について、本件公文書以外で、人事課等の公文書として存在しているならば、開示してほしい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示決定に係る理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件公文書について

本件公文書については、知事を含む秘書課職員相互間の緊急時等の連絡先確認のために作成したものである。本件異議申立ての対象となっている知事の電話番号については、本件公文書である「秘書課名簿」に記載があるものの、県報においても公開されている情報ではない。

##### 2 条例第7条第6号の該当性について

非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めている知事の電話番号は、県の機関が実施する全ての事務・事業・業務について、職員の勤務時間外且つ知事が電話機設置場所に滞在中に、緊急案件が生じた場合に知事と担当職員相互間の連絡を円滑に行う必要があるため、公費で設置された電話機の電話番号である。したがって、当該連絡を円滑に行うこと自体が、県の事務又は事業そのものであり、条例第7条第6号記載の「事務又は事業に関する情報」に該当し、当該電話番号を開示すれば、上記記載の緊急案件が生じた場合の連絡業務に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示と決定した。

県の機関が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な執行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報をすべて列挙することは技術的に困難であり、さらに、同条同号中に「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及

ばすおそれがあるもの」と包括的に規定していることから、同条同号のアからオに掲げられている内容は、限定列举ではなく、あくまで例示と解するのが妥当である。

具体的には、緊急時の連絡において、公費で設置した知事の電話機以外に、知事個人所有の電話機や携帯電話機も併用できると異議申立人は主張しているが、非開示とした電話番号の電話機に設置目的以外の電話が頻繁にかかってくることは、すなわち知事個人所有の電話機や携帯電話機を適切に利用できない状況が生じ、緊急時の連絡に支障を来すことに変わりはない。

なお、知事官舎は、知事が生活を営む場所であり、当該場所に公費で設置されている電話機の電話番号は、和歌山県情報公開条例第7条第2号において非開示とされる「個人の権利利益を害するおそれ」のある情報に準じた情報である一面も併せ持つ。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人が異議申立書において開示を求める部分についての本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

なお、実施機関が非開示とした情報については、別紙3の番号2及び3並びに4のとおりであるが、異議申立人は、別紙3の番号3以外の情報について開示を求めるものではない旨、異議申立書に記載している。

したがって、当審査会は、これらの情報については、審査の対象とせず、異議申立人が開示を求める情報についてのみ審査を行うものとする。

### 1 開示請求対象公文書について

本件開示請求に係る対象公文書の内、知事の電話番号が記載された公文書について、実施機関は、本件公文書と特定した。

ところで、異議申立人は、本件公文書以外にも、知事の電話番号が記載された、他の公文書が存在する可能性を主張する。

「第2 異議申立てに至る経過」によると、申請日の平成25年1月31日時点では、公文書を特定するために必要な事項として別紙1が記載され、後日、平成25年2月13日に別紙2のとおり記載事項が補正されている。

実施機関は次のとおり説明し、補正に至った旨主張する。すなわち、本件開示請求により、住所、氏名、電話番号の開示を求められた対象者は知事、副知事を含む多人数であり、かつ、本件開示請求に係る実施機関も、知事以外の複数実施機関にわたるため、公文書を特定するために必要な事項について整理を行う必要があった。

また、知事の住所、氏名、電話番号について、人事課には知事の氏名が記載された公文書はあるが、知事の電話番号が記載された公文書はなく、秘書課には、秘書課職員相互間の緊急時連絡先を確認するために作成した公文書があり、この公文書には知事の住所、氏名、電話番号の記載があることが判明したため、この旨を、本件開示請求が複数実施機関にわたる請求であり整理が必要である旨と併せて異議申立人に説明を行い補正に至った、との主張である。

以上の実施機関による主張を前提として考えれば、公文書を特定するために公文書の開示請求者が、必要な情報を得るために公文書を特定するに際して必要な事項を記載することは容易ではなく、実施機関の適正な理解と適切な説明が求められるところである。本件開示請求において、上記のような経過を経て、請求書の記載が補正されたことに不自然な点はなく、本件開示請求の内、知事の電話番号が記載された公文書として、実施機関が本件公文書を特定したことについて不合理な点は見受けられない。

## 2 条例第7条第6号該当性について

- (1) 条例第7条第6号本文は、非開示情報として「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業

の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定する。

異議申立人は、意見書の中で、「「その他」の意味は、ア～オに規定される「並列」関係にある事務を指すのであって「その他の」として使われるような一部と全体の関係にあるものではない。」と主張する。また、異議申立人が提出した資料（『新版 法令用語の基礎知識』株式会社ぎょうせい刊）には、確かに「その他」と「その他の」について、法令上使い分けがされている例が記載されている。そして、異議申立人は、条例第7条第6号本文の「その他当該事務又は事業」は、おそれを生じる事業と並列的であり、同号ア～オと同じような重みを持つ事務又は事業であるべきだと、指摘する。

しかしながら、条例第7条第6号のア～オには、「おそれ」が5種類記載されており、5つの事務又は事業が掲げられているのではない。このことから、条例第7条第6号本文では、ア～オに掲げる5種類の「おそれ」とその他の「おそれ」が規定されていると考えられ、「その他」は、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の「おそれ」にかかる修飾語であると解釈するのが相当である。

- (2) 本件処分にかかる情報は、緊急連絡用として知事官舎に公費で設置された電話機の電話番号であり、条例第7条第6号に規定する事務・事業に関する情報である。この情報を公にし、設置目的以外で架電されれば、知事官舎滞在中において、知事は、緊急時に必要な連絡を円滑に行うことができなくなり、知事として判断を求められる執務の適時適正な遂行上、支障を及ぼすおそれがあることは容易に認められる。このことから、条例第7条第6号本文に該当するとして、実施機関が行った本件処分は妥当である。

### 3 その他

異議申立人は、現在販売されている「職員録」には、知事と

同様に選挙で県民から選ばれた県議会議員の電話番号は掲載されており、知事は、県民から選挙で選ばれた公人であるから、公費で設置された知事の電話機の番号は掲載するべきであると主張する。一方、実施機関は、知事官舎の電話機は、知事の生活を営む場に設置された電話機でもある旨主張し、当該電話機の性質については、議論の余地がある。

しかしながら、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、当該電話機の性質については、当審査会の判断するところではない。

- 4 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成25年5月1日	○諮問（実施機関）
平成25年5月23日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年6月13日	○異議申立人からの意見書を受理
平成25年6月14日	○審議
平成25年7月18日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成25年7月25日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成25年8月29日	○審議

平成25年 9月10日	○審議
平成25年 10月1日	○審議
平成25年 11月5日	○審議



別紙 1

- ① 知事、副知事
- ② 人事委員会委員
- ③ 監査委員会委員
- ④ 労働委員会委員
- ⑤ 選挙管理委員会委員
- ⑥ 収用委員会委員
- ⑦ 教育委員会委員
- ⑧ 公安委員会委員
- ⑨ 県警察本部長

各氏の住所、氏名、電話番号

## 別紙 2

- ① 知事、副知事
- ② 人事委員会委員
- ③ 監査委員（議員以外）
- ④ 労働委員会委員
- ⑤ 教育委員会委員
- ⑥ 公安委員会委員

各氏の住所、氏名、電話番号

人事課、秘書課、労働政策課所管分

別紙 3

番号	特定した公文書	決定内容	開示しない部分	開示しない理由
1	履歴書（議案） ・副知事 下副知事：平成21年2月定例会 ・人事委員会委員 守屋委員：平成21年6月定例会 野添委員：平成23年6月定例会 山西委員：平成22年6月定例会 ・監査委員 保田委員：平成24年6月定例会 足立委員：平成24年12月定例会 ・教育委員会委員 山本委員：平成23年9月定例会 西下委員：平成23年2月定例会 竹山委員：平成24年9月定例会 野田委員：平成24年9月定例会 山下委員：平成21年9月定例会 佐藤委員：平成22年9月定例会 ・公安委員会委員 大桑委員：平成23年6月定例会 片山委員：平成24年9月定例会 溝端委員：平成22年9月定例会	全部開示		
2	（24）年度 ・「第39期和歌山県労働委員会委員（補欠）の任命について」の決裁文書中の「第39期和歌山県労働委員会委員名簿」	部分開示	委員の生年月日、年齢及び住所（自宅の場合）	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるため

3	秘書課名簿 (平成24年10月 1日現在)	部分開示	<p>①副知事の電話番号並びに知事室長その他の職員の住所、電話番号、メールアドレス及び郵便番号</p> <p>②知事の電話番号並びに随行携帯電話の番号及びメールアドレス</p>	<p>①条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>②条例第7条第6号該当 公にすることにより、緊急時の連絡等の業務に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
4	人事委員会委員、監査委員(保田委員、足立委員)、教育委員会委員、公安委員会委員の電話番号	非開示(不存在)	/	作成又は取得していないため